

# 学校いじめ防止基本方針

太田市立東中学校

## 第1 目的

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という観点から、本校では、いじめで悩み苦しむことなく、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことを目的とする。

### <重点>

- 1 いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- 2 いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- 3 いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 4 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## 第2 学校の実態把握

学校の実態把握は、生徒、保護者、地域、学校組織の四つの側面から進める。

### <生徒>

- ・授業や部活指導で、生徒の声に耳を傾けるとともに生徒の行動を注視する。
- ・学校生活に関するアンケート（毎月）を実施する。 等

### <保護者>

- ・懇談会・家庭訪問・三者面談等で、保護者からの情報に耳を傾ける。
- ・PTA総会や本部役員会等での情報を重視する。
- ・学校評価アンケートで実態をチェックする。 等

### <地域>

- ・民生児童委員会や九合地区生徒指導推進協議会等で、地域との連携を深める。
- ・学校評議員会での意見を参考にする。
- ・生徒指導ブロック別研修会等小中の連携を図り、情報交換を定期的実施する。
- ・入学時に担任だけでなく、養護教諭や教育相談担当も含め引き継ぎを行う。 等

### <学校組織>

- ・生徒指導委員会を中心にいじめ対策委員会を設置し、定期的に取り組む評価する。
- ・学校評価アンケートおよび生徒指導評価（毎学期）によりチェックする。 等

## 第3 いじめ防止の取組(未然防止)

日頃から生徒、保護者、地域にいじめ防止基本方針の内容の周知を図り、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動が推進できるようにする。

### 1 授業改善に関する取組

#### (1) 生徒指導の観点

- 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」に着目した授業づくりをする。
- 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしかからかいなどによる生徒の学習意欲の低下を防ぎ、いじめ問題に発展することのないようにする。
- 教師の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払い生徒指導に取り組むとともに、職員研修を年度当初から、随時実施する。また、障害（発達障害を含む）をもつ生徒についての理解を深めるための研修も

必要に応じて行う。

- 年度始めに生徒指導集会を行い、「いじめ、暴力、授業妨害など人権に関わることは、絶対許さない」また、「まじめに頑張ろうとする生徒の学習や生活を全職員で守る」という本校の生徒指導方針の共通理解を徹底する。

## (2) 学習指導の観点

- 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- すべての生徒が授業に参加し活躍できるための授業改善を進めるため、校内研修や教科部会を行う。
- 互いの授業を参観し合うことを年度当初に申し合わせ、日頃からいじめ防止のために意見交換を行っていく。

## 2 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

### (1) 学年・学級経営の充実

- 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子どもの一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
- 正しい言葉遣いができる集団をつくる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いを指導する。
- ルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- 二者面談や三者面談を設定し、生徒が安心して学校生活を送れるよう、学級経営に生かす。
- 担任として自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもって学級経営にあたる。

### (2) 学校行事の充実

- 運動的行事（体育祭）
  - ・事前の計画や練習を通して、生徒の主体的な活動を促しクラスのまとまりをつくり上げる過程で、生徒同士、生徒と教師相互の人間関係を深める。
  - ・運動能力の違いを認め合い、支え合いながら自分の役割を果たしていく中で、クラスの一員として役立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。
- 文化的行事（合唱コンクール）
  - ・音楽を表現する喜びを味わわせることを通して、他の人と協調することの大切さを知らせ、よりよい学級づくりを目指す。
  - ・自分に与えられた役割を果たすために長期間にわたって練習を重ねたり、友達と力を合わせたりする中で、人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。
- 校外学習（修学旅行・林間学校等）
  - ・集団生活という人間的なふれあいの場において、助け合いや協力し合うことの大切さを体験することを通して、他人の役に立っていることや人から認められていることのすばらしさを味わわせる。
  - ・学習の班づくりの段階から、思いやりの気持ちをもって参加させ、他人の考えも自分の考えと同じように扱うことが大切であることに気づかせる。

## 3 いじめに関する学習に関する取組

### (1) 道徳および学級活動の充実

- 道徳において
  - ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識の高揚を図る。
  - ・思いやりや生命・人権を大切にす指導に取り組む。
  - ・人権学習会や人権週間の場面においていじめを意図的に取り上げ、人権尊重の立場からいじめを許さない雰囲気づくりに取り組む。
  - ・人権学習会を年間行事に位置付け、外部講師を活用していじめ防止にかかわ

る学習を行い、それを道徳の授業で補充や深化させるなど、系統的な指導を工夫する。

○学級活動において

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合ったり、いじめにつながるような学級の諸問題の解決方法を考えさせる授業を実践する。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用する。
- ・人間関係のトラブルやいじめの問題に直面したときの対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習させる。
- ・情報モラル教室を計画的に実施し、相手の立場に立って適切に情報機器を取り扱う力を身に付けさせる学習を取り入れる。

(2) 心の健康教育の実施（担任（養護教諭）・SCのチームティーチングによる）

〈1年〉「対人関係スキル」

（対人関係を考えてみよう、相手の話を聞く力をつけよう）

〈2年〉「ストレスマネジメント」

（ストレスについての理解を深めよう）

〈3年〉「コミュニケーション」

（コミュニケーションの仕組みを学ぼう、よりよいコミュニケーションを目指して）

#### 4 いじめをなくすための生徒会の取組

○生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、生徒会活動をすすめる。

○子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

＜主な活動＞

- ・生徒登校時のあいさつ運動（毎週）
- ・生徒会オリエンテーション（年度初め）
- ・昼休みソフトバレーボール大会（年一回）
- ・体育祭における生徒会種目（年一回） など
- ・いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議への参加

#### 5 保護者や地域に対する啓発の取組

○保護者に対する啓発

- ・PTA総会（年一回）において、学校教育方針の説明の中で、いじめ防止および発生時の指導への理解と協力を要請する。
- ・学年学級懇談会（毎学期）において、学年および学級の様子について情行交換を行い、いじめ防止への意識高揚を図る。
- ・授業および学校行事への参観を通して、安心・安全に学校生活を送るための学校の取組への理解を図る。

○地域に対する啓発

- ・学校公開日を設定し、地域の方々の参加を広く呼びかけ、生徒が安心・安全で学校生活を送るための学校の取組への理解を図る。
- ・学校評議委員会や児童民生員との情報交換会との場面において、いじめ防止を含む生徒の健全育成に向けて意見交換を行い、理解と協力を要請する。

## 第4 早期発見の取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。そのために、以下の3つの取組を行う。

### 1 生徒の些細な変化に気づく取組

生徒の些細な変化を放置したり、問題ではないと判断したりせず、気になる変化や気になる行為等に目を向けていく。

#### ○教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・出席確認時における生徒の様子を観察および声がけによる反応の確認
- ・休み時間や放課後等における生徒との関わりからの確認
- ・生徒の言動の変化や友達関係の変化の観察
- ・生活ノートの記述内容や記述の様子を確認
- ・出席・遅刻・早退の状況からのチェック

#### ○複数の教員の目による発見

- ・職員会議、学年会、生徒指導委員会等、各種会議における情報交換
- ・授業者、部活動顧問等による観察
- ・休み時間における校内巡視
- ・保健室の利用状況の把握

#### ○アンケート調査による発見

- ・「学校生活に関するアンケート（いじめアンケート）」の実施（毎月）
- ・生活の状況を調べるために「生き生きアンケート」の実施（毎月）
- ・「学級の雰囲気と自己肯定感を把握するC&S質問紙」の実施（年2回）

#### ○教育相談を通じた発見

- ・家庭訪問において学校生活の様子等の相談（年度始め）
- ・三者相談（二者面談）における学校生活の悩み等の状況把握（年2回）
- ・本人または保護者の希望による教育相談の実施（随時）

#### ○保護者と連携した発見

- ・日頃からいじめに問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめ発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・配慮の必要な生徒や気になる様子が見られた生徒については、保護者と連絡を取り合い、登校時や帰宅時の様子、家庭での様子で気になることはないか確認する。必要に応じて家庭訪問や三者相談（二者相談）を行う。

#### ○地域の人からの情報による発見

- ・学校行事への参加や学校ホームページでの教育活動の発信により、教育活動や生徒の実態を理解してもらい、必要な情報を提供してもらえる関係を構築する。
- ・関係機関との情報共有を行うなど、日常的に地域からの情報提供の場面を設ける。

### 2 気づいた情報を確実に共有する取組

#### ○情報の整理

- ・気になる変化や行為について5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、情報共有が適切かつ正確に行われるように情報の整理を行い、「いじめ一報制」により、組織としていじめを把握し、早期対応に努める。
- ・報告する際には、私見や憶測を交えることなく、客観的な事実と課題を整理して、管理職および関係職員に伝える。

#### ○情報伝達の流れの整備

- ・いじめ問題について、その疑いがあるものから発見に至ったものまで、気付いた教職員は、担当学年職員および生徒指導主事に報告すると共に、学校長（教頭・教務主任）に概要を伝えることを年度始めに全職員で共通理解する。特定の職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことはいじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。
- ・いじめを含む生徒指導上の情報を共有するために、日頃から「報告・連絡・相談」に対する意識を高める。

#### ○暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」についての対応

暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、必要に応じて他の教職員の応援を求め、速やかに止めることを最優先して、状況が落ち着いたところで情報の共有を行う。

#### ○定期的な情報共有の実施

以下の委員会において、定期的な情報共有を実施する。

- ・職員会議（月一回）
- ・運営委員会（月一回および随時）
- ・生徒指導委員会（週一回）
- ・教育相談部会（隔週）
- ・学年会（毎朝および随時）

### 3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確な関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ぐに、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- 校長は、直ちに生徒指導委員会を招集し、情報を共有する。その後、生徒指導委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が太田市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- いじめを犯罪行為として認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 第5 いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

### 1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

- 年度初めの生徒指導に関わる職員会議において、いじめや嫌がらせに対する指導（対処の仕方）の共通理解を図る。

※生徒からいじめの訴えがあったときには、いじめがあるものとして親身になって受け止めて対応することを基本とする。特にけんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断していく。

- ・ 被害者、加害者、見ていた者から状況を聞き、事実を明らかにする。
- ・ 被害者に対しては、今後このようなことが起こらないように全職員で見守っていくことを明言する。
- ・ 加害者に対しては、いじめは人権侵害であり絶対許せないので、被害者に保護者とともに謝罪し、今後このようなことをしないことを約束させる。
- ・ 必要に応じて、他の生徒にも事実を知らせ、いじめやいやがらせは許さないことを指導する。

※ただ単に注意、叱責、説教だけで、また、謝罪をもって安易に解消と判断せず以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断していく。

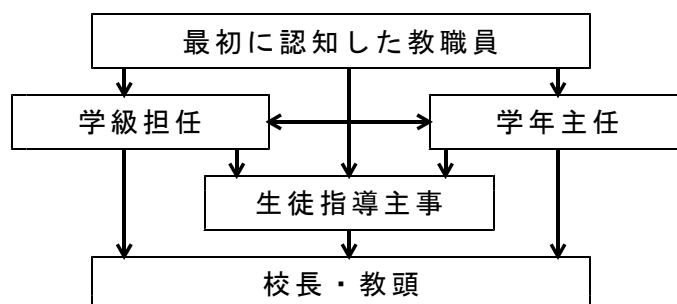
- ① 少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

○いじめの発見から指導、組織的な対応については以下のようにする。

#### ① いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

- ・ 独断で判断して、解決を焦らない。
- ・ 情報を共有するために、必ず報告する。

<情報の流れ>



#### ② 対応チームの編成

- ・ 校長（教頭）、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等で編成する。
- ・ 事案に応じて、柔軟に編成する。

#### ③ 対応方針の決定・役割分担

- ・ 情報の整理…いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- ・ 対応方針 …緊急度・危険度の確認、留意すべきことの確認
- ・ 役割分担 …被害者からの事情聴取と支援担当、加害者からの事情聴取と指導担当、周囲の生徒と全体への指導担当、保護者への対応担当、関係機関への対応担当 など

#### ④ 事実の究明と支援・指導

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行

えるようにする。

- ・聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順に行う。
- ・以下の点に留意する。

- ・いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

※ 事情聴取の段階ではではないこと

- ▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

#### ⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

以下について、後述のような支援、助言、働きかけ、連携を行う。

- ・いじめの被害者（いじめられた子ども）、その保護者への支援
- ・いじめの加害者（いじめた子ども）、その保護者への助言
- ・いじめを見ていた生徒への働きかけ
- ・関係機関との連携

## 2 いじめの被害者、その保護者への支援

### 【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

### 【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

### 【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるよ

うに学校や信頼できる教師の連絡先を覚えておく。

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

#### 【経過観察】

○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

#### 【保護者への支援】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### ※保護者の不信をかう対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話だけで簡単に対応する。

### 3 いじめの加害者、その保護者への助言

#### 【基本的な姿勢】

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### 【事実の確認】

○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

#### 【指導】

○被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

#### 【経過観察等】

○生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

#### 【保護者への助言】

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

#### ※保護者の不信をかう対応



- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

#### 4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

##### 【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

##### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

##### 【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

##### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

#### 5 関係機関との連携

- 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。
- 状況に応じて以下の関係機関と連携していく。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見状況を報告する。</li> <li>・対応方針について相談したい。</li> </ul>	市町村教育委員会 県教育委員会 教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針や解決方法について相談したい。</li> <li>・子どもや保護者への対応方法を相談したい。</li> </ul>	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室 対策室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。</li> </ul>	児童相談所 警察、少年育成センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。</li> </ul>	医療機関 心の健康センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた子ども、いじめた子どもへの福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。</li> </ul>	児童相談所 市町村の福祉課等

## 第6 いじめ防止対策の組織

### 1 目的

いじめ防止等（防止、早期発見、対処）の対策を講じることを目的とする。いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致した協力体制と確立することが重要である。校長（教頭）を中心に、生徒指導委員会の構成者および学年主任、当該担任で情報を共有し、組織的に対応していく。その過程において、校長（教頭）が、教育委員会と連携することを適宜進めていく。また、学校医、学校評議委員民生委員・児童委員等を加え、より重大な事態への対応も行う。

### 2 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、各学年主任、当該担任、S C 等

### 3 役割

- ① いじめの未然防止に向けた取り組みに関する事
- ② いじめの早期発見のための取り組みに関する事
- ③ いじめ事案に対する対応に関する事
- ④ いじめに関する教職員研修、生徒向け講習会等に関する事

### 4 役割に応じた対応

- ① 校長・教頭
  - 学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮すること
  - 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成すること
  - 学校だよりや Web ページ等で、学校はいじめ防止等の取組について情報発信すること
- ② 教務主任
  - 生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理を行うこと
- ③ 生徒指導主事
  - いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解を図ること
  - いじめ問題に関する情報収集と記録を行うこと
  - 関係機関との連絡・調整を行うこと
- ④ 学年生徒指導担当
  - いじめに関する学年の状況報告、アンケートの集約等を行う。
  - いじめ防止活動についての学年の取り組みを提案、報告する。
- ⑤ 教育相談主任
  - 教育相談実施状況の報告を行う。
  - 気になる生徒への対応の提案を行う。
  - S C との調整役となり、相談計画の提案等を行う。
- ⑥ 養護教諭
  - 保健室における相談状況等の報告を行う。
  - 保健室の活用についての提案を行う。
- ⑦ S C
  - 加害・被害児童生徒や保護者への対応、学校の相談態勢等へのアセスメントを行う。

## 5 年間計画の策定（P D C Aのサイクルを含む）

	いじめの防止	早期発見
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動（登校時の校門指導）</li> <li>○学校教育活動における好ましい人間関係づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種会議（職員会議・学年会・生徒指導委員会・教育相談部会）における情報交換</li> <li>○学校生活に関するアンケート</li> <li>○生き生きチェック</li> <li>○チャンス相談・各種会議における情報交換</li> <li>○出席状況に応じた支援</li> </ul>
各月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導集会（4月）</li> <li>○学校行事（修学旅行・校外学習・林間学校）を通じた人間関係づくり（5月）</li> <li>○人権学習会（6月）</li> <li>○いじめ問題対策研修会（7月・10月・1月）</li> <li>○学校評価・生徒指導評価の実施（7月・12月・3月）</li> <li>○学校行事（体育祭・合唱コンクール）を通じた人間関係づくり（9月・10月）</li> <li>○情報モラル（11月）</li> <li>○人権週間（12月）</li> <li>○S Cによる心の健康教育（12月・1月・2月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学年間の情報交換（4月）</li> <li>○学校区内小学校との情報交換（4月）</li> <li>○家庭訪問（4月）</li> <li>○C &amp; S 質問紙の活用（6月・12月）</li> <li>○三者相談（8月・11月）</li> <li>○二者面談（11月・随時）</li> </ul>

## 第7 インターネット上のいじめへの取組

インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していく。

### 1 いじめ防止の取組（未然防止）

#### ① 情報モラル教育の推進

- 情報モラル教育で重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせることである。
- 情報モラル教育の実践に当たっては、従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要となる。
- インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童生徒が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。  
 <判断力、自制力、責任能力、想像力>

#### ② 講習会等の活用

年1回、外部講師を活用した、生徒向けの情報モラル講習会や、P T A向けの情報モラル講習会を実施する。

※生徒指導委員会が中心となって計画の立案を行う。

## 2 早期発見の取組

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信を停止を求めたり、情報を削除したりできる。
  - ・ 必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
  - ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 早期発見の観点から、学校の設置者と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても保護者や児童生徒に周知する。
  - ・ ネット上のいじめで、児童生徒が誰にも相談できずに、一人で悩みを抱えてしまうことも考えられるので、困ったときはどこに相談すべきか、教師が把握しておく必要もあるが、児童生徒にも相談先を教える。

## 3 いじめに対する措置

- インターネット上のいじめについても、本方針「第5 いじめに対する措置」に従って適切かつ迅速に対応する。
- いじめの解消のための書き込み等の削除依頼については以下の手順で対応する。

### <削除依頼の手順>

- ① 事実の確認…被害生徒・保護者の了解のもと、書き込みの実態を把握する。
- ② 対応方針の検討…当事者の気持を踏まえて学校長を中心に方針を検討する。
- ③ 生徒への対応…現実の学校生活等における問題と閉校して行う。
- ④ インターネット上の対応…書き込み者が特定できている場合は当該生徒が、特定できていない場合は被害者または学校・教育委員会等が削除依頼する。
- ⑤ 事後の経過の確認…被害者の心のケアと、削除後の書き込み状況をみる。

## 第8 重大事態への対処

### 1 重大事態の認識

- 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を、太田市教育委員会に報告する。

### <重大事態>

- 1 いじめによる生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
  - 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
- ※生徒や保護者から重大事態であると申し出があった場合も、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。

### 2 組織としての対応（調査・報告等）

#### (1) 調査主体としての学校組織

学校が調査主体となる場合は、法第22条の規定に基づき、学校に常設する生徒指導委員会を中心とした当該事案に対処する組織を編成する。また、調査の公平性・中立性を確保するために、外部から専門的知識及び経験を有し、当該いじめ

事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を求める。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校または教育委員会（設置者）は、その事案が重大事態であると判断したときは、同種の事態の発生を防止するため、重大事態調査委員会等を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係（要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況など）を明確にするための調査を実施する。

なお、自殺の疑いがある事態が起きた場合は、文部科学省作成の『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』（平成22年3月）を参考に対応する。

(3) 教育委員会・関係機関との連携

- ①教育委員会への報告と連携
- ②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ③群馬県こころの緊急支援チーム（CRP）の活用
- ④群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会の活用

(4) 保護者・地域との連携

- ①いじめ対策緊急保護者会の開催
- ②PTAとの連携
- ③民生委員・児童委員等との連携

(5) 被害・加害生徒の保護及び対応

太田市教育委員会の指導及び支援を得て、以下の保護及び対応を行う。

**【被害生徒の保護】**

- ①複数の教職員による保護
- ②スクールカウンセラーによるケア
- ③スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握
- ④適応指導教室への通級及び別室指導等の実施

**【加害生徒の対応】**

- ①別室指導の検討
- ②警察への相談・通報
- ③懲戒や出席停止
- ④加害生徒とその保護者に対するケア